

令和5年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人こうほうえん
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和5年11月27日及び同月29日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

総評

- ・ 監事の選任に関する議案を評議員会に提出するにあたり、在任監事の過半数の同意を得たことを確認できるようにしておくこと。
- ・ 各事業区分間の資金移動を適正に行うこと。
- ・ 社会福祉法人会計基準に基づき、適切な会計処理を行うこと。

文書指摘事項		是正・改善 状況報告																								
1	<p>令和5年6月12日の理事会において、理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するにあたり、在任監事の過半数の同意を得ていたことが確認できなかった。</p> <p>については、監事が理事の職務の執行を監査する立場にあることに鑑み、その独立性を確保するため、在任する監事の過半数の同意を得て監事選任議案を提出したことを証するよう、監事からの同意書の徴収又は理事会の議事録への記載により同意の事実が確認できるようにしておくこと。</p> <p>(法第43条第3項により準用する一般法人法第72条第1項)</p>																									
2	<p>以下の拠点において、拠点区分資金収支計算書と事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書とで拠点区分間繰入金支出(繰入金収入)の金額が一致していなかった。</p> <p>(拠点区分間繰入金支出額)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">さかい(特養)拠点区分</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">資金収支計算書</td> <td style="text-align: right;">56,000,000円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書</td> <td style="text-align: right;">56,300,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">なんぶ(特養)拠点区分</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">資金収支計算書</td> <td style="text-align: right;">70,200,000円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書</td> <td style="text-align: right;">70,700,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">にしまち(特養)拠点区分</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">資金収支計算書</td> <td style="text-align: right;">38,750,785円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書</td> <td style="text-align: right;">21,980,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">鳥取北拠点区分</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">資金収支計算書</td> <td style="text-align: right;">24,380,000円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書</td> <td style="text-align: right;">40,350,785円</td> </tr> </table> <p>(拠点区分間繰入金収入額)</p>	さかい(特養)拠点区分		資金収支計算書	56,000,000円	事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書	56,300,000円	なんぶ(特養)拠点区分		資金収支計算書	70,200,000円	事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書	70,700,000円	にしまち(特養)拠点区分		資金収支計算書	38,750,785円	事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書	21,980,000円	鳥取北拠点区分		資金収支計算書	24,380,000円	事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書	40,350,785円	
さかい(特養)拠点区分																										
資金収支計算書	56,000,000円																									
事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書	56,300,000円																									
なんぶ(特養)拠点区分																										
資金収支計算書	70,200,000円																									
事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書	70,700,000円																									
にしまち(特養)拠点区分																										
資金収支計算書	38,750,785円																									
事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書	21,980,000円																									
鳥取北拠点区分																										
資金収支計算書	24,380,000円																									
事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書	40,350,785円																									

	<p>うきま（障がい）拠点区分 資金収支計算書 41,174,000 円 事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書 未記載 （運用上の取扱い 26）</p>	
3	<p>指定介護老人福祉施設、指定居宅サービス事業等（以下「当該施設等」という。）をサービス区分として設けている拠点区分について、当該施設等の事業活動資金収支差額に資金残高が生じ、かつ、当期資金収支差額合計に資金不足が生じない範囲内を超えて法人本部拠点等へ資金の繰り入れが行われているものが見受けられた。</p> <p>については、施設報酬を主たる財源とする他の社会福祉事業等又は公益事業への資金の繰り入れは、健全な施設運営を確保する観点から、当該施設等の事業活動資金収支差額に資金残高が生じ、かつ、当期資金収支差額合計に資金不足が生じない範囲内とすること。</p> <p>なお、今後、必要に応じて資金の繰り入れを行うに当たっては、国通知（老発第 188 号）とは異なる運用が必要となった原因を分析し、国通知に準拠した運用に向けて必要となる措置等（場合によっては範囲を超えて繰り入れを行ったサービス区分事業への資金の戻入も含めて）について十分に検討すること。</p> <p>（老発第 188 号第 2 の 3（1）、第 3 の 1）</p>	